規格番号

E 003-19

# 避難ロープの試験基準及び判定基準



(一般財団法人日本消防設備安全センター 発行)

## ○ 避難ロープの試験基準及び判定基準

#### 1 適用範囲

- (1) この基準は、避難器具の基準(昭和53年消防庁告示第1号。以下「技術基準」という。)のうち、避難ロープに関する試験の方法及び判定の基準について定める。
- (2) この基準に規定する避難ロープとは、ロープとつり下げ具により構成されており、 つり下げ具を防火対象物に取り付け又は防火対象物に固定されているロープを、使用 の際、つり下げて使用するものとする。

## 2 試験項目

この基準に規定する避難ロープの試験項目は、次のとおりとする。

(1) 構造、形状、材質及び寸法試験

(3) 強度試験

(2) 動作試験

(4) 表示試験

#### 3 試験の一般条件

(1) 試験場所標準状態

試験場所の温度及び湿度は、原則として J I S (産業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。) Z 8703 (試験場所の標準状態) に定める常温及び常湿とし、そのときの温度及び湿度を試験開始時及び終了時に記録する。

# (2) 試験結果の数値の丸め方

各試験項目における試験によって得られた試験結果の数値はJIS Z 8401(数値の丸め方)によって丸め、次の表のように整理する。

項		目	単	位
寸 静 質	荷	法 重 量	1. 0 0. 1 0. 1	N

## 4 構造、形状、材質及び寸法試験

## (1) 試験方法

構造、形状及び材質試験は、技術基準に適合しているか否かを申請図書及び試験体 試料について照合するほか、寸法試験は次により行う。

なお、ロープの長さ及び太さは、当該ロープの素材が適用されるJISに規定する方法で行う。

## ア長さ

長さの測定は、最上部の滑り止めの上面から最下部の滑り止めの上面までの寸法

(以下「有効長さ」という。) を測定する。

#### イ 太さ

太さの測定は、任意の3か所を測定する。

ゥ 滑り止め間隔

滑り止め間隔の測定は、滑り止めの上面から次の滑り止めの上面までを測定する。

#### (2) 判定基準

- ア 正常に組み立てられており、形状及び寸法が適正であること。
- イ 使用上人体に損傷を与えるおそれのあるばり及びささくれ等がないこと。
- ウロープは全長を通じて均一な構造であること。
- エ 滑り止め間隔は等間隔、かつ、300 mm以上350 mm以下で、使用に際し、人体に損傷をあたえるおそれのない形状、材質及び方法で取り付けられていること。
- オ 使用上支障となる腐食、損傷、結合部の緩み、変形、その他の欠陥がないこと。
- カ ロープにあっては、耐久性に富んだ繊維性のもの、つり下げ具にあっては、鋼材 又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。
- キ 耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること。
- ク 寸法測定の許容差は、JISに規定があるものについてはJISを準用し、JISに規定のないものについては認定実施細目の定めるところによる。
- ケ つり下げ具とロープとの結合部をさつま入れとするものにあっては、さしこみ回数が4回以上であること。

#### 5 動作試験

(1) 試験方法

動作試験は、申請図書に記載された伸張及び収納方法により、垂直な壁面に沿って長さに応じた高さから伸張、収納の繰り返し動作を連続して3回行う。

#### (2) 判定基準

- アもつれ等がなく、円滑に伸張できること。
- イ 著しい旋転を生じないこと。
- ウ その他使用上有害な支障を生じないこと。

#### 6 強度試験

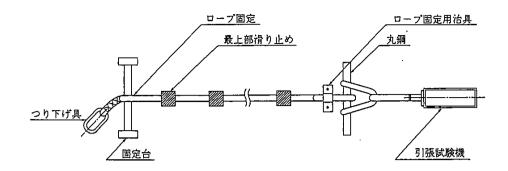
強度試験は、次に掲げる各試験の荷重を3分間加えて行う。

(1) ロープの引張荷重試験

ア 試験方法

当該ロープを水平に伸張し、図-1の方法によりロープに6.5kNの引張荷重を加えて行う。

## $\boxtimes -1$



## イ 判定基準

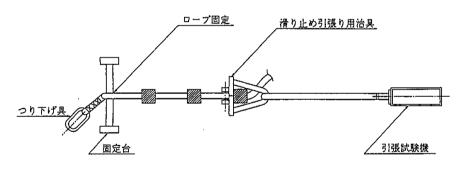
著しい変形、破断等がないこと。

# (2) 滑り止め措置の引張荷重試験

## ア 試験方法

当該ロープを水平に伸張し、任意の滑り止め2か所についてそれぞれ図-2の方法により滑り止めに1.3kNの引張荷重を加えて行う。





## イ 判定基準

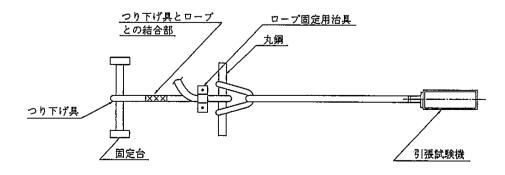
滑り止め及びその取付部に著しい変形、損傷、離脱及びずれ等がないこと。

#### (3) つり下げ具の引張荷重試験

## ア 試験方法

当該ロープのつり下げ具を固定し、図-3の方法によりつり下げ具及びロープの結合部に6.0kNの引張荷重を加えて行う。

# 図-3



# イ 判定基準

- (ア) 著しい変形、亀裂、損傷及び離脱がないこと。
- (4) つり下げ具とロープとの結合部に著しい変形、損傷及び離脱がないこと。

#### 7 表示試験

(1) 試験方法

主として目視により次の事項について申請図書と試験体試料とを照合して行う。

ア種類オ自重

イ 製造者名又は商標 カ 型式記号

ウ 製造年月 キ 認定番号

エ 長さ(有効長さ)

(2) 判定基準

表示は、製品の外面等の見やすく、かつ、操作に支障を来さない位置に容易に取れない方法で取り付けられた銘板等で(1)のアからキまでの事項について、誤りのないものであること。

## 附則

この基準は、昭和53年7月4日から実施する。

#### 附則

この基準は、平成13年4月25日から実施する。

**附 則**(令和元年10月1日消安セ規程第15号:工業標準化法一部改正関係)抄 この規程は、令和元年10月1日から実施する。

第2項第2号 別表(略)のうちの関係規程等(認定関係)及び(性能評定関係)のうち、 品目ごとに定める試験基準及び判定基準の一部を次のとおり改正する。(略)